

保險商品審査事例集

令和6年6月

金融庁監督局保険課

保険商品審査事例集の目的

保険商品の審査基準については、保険業法（以下、「法」）第5条第1項第3号及び第4号並びに保険業法施行規則（以下、「規則」）第11条及び第12条に定められており、また、保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」）Ⅳにおいて、効率化、明確化及び透明性向上の観点から、保険商品審査上の留意点を公表している。

この保険商品審査事例集は、実際の審査等の過程において、当庁と保険会社との間で共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等について要約したものである。当庁の考え方を明らかにすることにより、商品審査における深度ある双方向の議論と、顧客本位の業務運営の観点から優良な商品開発等に資することが期待される。

なお、掲載事例は全ての保険会社に当てはまるものではない。また、問題認識に対する解決策等は、必ずしも掲載事例に限られるものでもない。保険会社各社において、創意工夫を凝らした商品開発等が行われることを期待する。

本事例集は、本事務年度に実施した商品審査での事例を中心に作成している。

1. 生命保険商品（約款・事業方法書）

（1）施行規則第8条第1項第1号（事業方法書の記載事項）、施行規則第11条第1号（契約者等の需要及び利便）

《経営者保証の無い事業性融資に係る団体保険の創設》

「経営者保証に関するガイドライン（平成25年12月 経営者保証に関するガイドライン研究会）」（以下、「ガイドライン」）の公表以降、経営者保証の無い事業性融資が活用されている。現在、債務者が法人である場合、連帯保証人ではない法人の代表者は団体信用生命保険（以下、「団信」）の被保険者とすることができないため、団信のためにあえて経営者保証のある融資を選択するケースも出てきているところ、経営者保証の有無に関わらず法人の代表者を被保険者とすることができないか。（事前相談）

（コメント）平成31年3月の事例集において、「事業性融資の連帯保証人でない法人の代表者を団信の被保険者とすることは、個人として当該融資の返済について責任を負っていない者の死亡保険金によって金融機関が自らの債権回収に充てる懸念があることから適当でない」としている。しかしながら、上述のとおり経営者保証の無い事業性融資に対する団信へのニーズが高まっていることを踏まえ、このような団体保険の創設において課題となる個々の論点について、以下のとおり検討を行った。

① 団体性

経営者保証の無い事業性融資の場合、金融機関（契約者）と法人の代表者（被保険者）の間に債務保証がなく直接的な関係性がないことから、団体を

形成することができない。しかしながら、他に金融機関と代表者の間に直接的な関係性があれば（※）団体性の認定が可能となる。

（※）例えば、金融機関から代表者に経営支援等が行われており、その関係を金融機関と代表者との間において書面等で明示している。

② 保障ニーズ

団信の趣旨は、「債務者である被保険者の死亡等に際して支払われる保険金をもって、債務者に対する信用供与機関等の債権の回収を確実にを行い、債務者とその家族の生計の安定を図ること」であるところ。経営者保証の無い事業性融資の場合、事業が破綻しても代表者は債務を負わず、遺族に債務が相続されることもないため、この趣旨に基づく保障ニーズは存在しない。しかしながら、経営者の資質によりその法人が成り立っているような場合（＝経営者の人的バリューと法人のバリューが一体）（※）においては、代表者の死亡等によりその企業の価値が毀損し、事業存続が困難となるケースが想定されるため、新たな保障ニーズが存在する。

（※）例えば、中小企業基本法において、経営資源の確保が特に困難であることが多く、その事情を踏まえ必要な考慮を払うこととされている「小規模企業者」（製造業その他：従業員 20 人以下、商業・サービス業：従業員 5 人以下）が該当する。

③ ガイドラインとの整合性

経営者保証の無い事業性融資においては、法人と代表者が明確に区分・分離されており、仮に事業が破綻した場合においても、代表者は債務を負わないため、自身の再起や新事業の展開が図れるところ。しかし、自殺による死亡保険金によって債務を返済し、事業を存続することが可能となれば、ガイドラインの趣旨に反する結果となり得るため、例えば、自殺免責を全保険期間に適用させることで、ガイドラインとの整合性を担保する必要がある。

④ 債権回収のための生命保険上のモラルリスク

代表者であれば誰でも被保険者に含むことができるとなると、法人が非常勤や実質的に経営に関与していない者を当該保険に加入させ、その死亡保険金により金融機関が債権を回収するというモラルリスクが懸念される。この点、融資契約や代表者変更等の際に金融機関が実質的な代表者を把握しているか等、実務上の取扱いを保険会社側で確認する必要がある。また、金融機関が債権保全のために、代表者を当該保険に強制加入させるようなことがないよう徹底する必要がある。

以上のような検討事項に留意すれば、経営者保証の有無に関わらず法人の代表者を被保険者とすることが可能と考えられることから、事前相談から本審査へと移行することとした。なお、これまでは金融機関と代表者に債務保証関係があることから団信の保障対象としていたが、経営者保証の無い場合は、代表者が債務（信用）を負っておらず、団信とは別の団体生命保険の保障対象となる。

(2) 法第5条第1項第3号イ（契約者等保護）、施行規則第11条第1号（契約者等の需要及び利便）

《住宅ローン融資におけるペアローン付帯団体信用生命保険の連生被保険者の取扱いについて》

団体信用生命保険（以下、「団信」）の被保険者として住宅ローン債務に対する持分を有さない連帯保証人は認められていないが、住宅ローン融資におけるペアローン（※）に限定して賦払債務償還中の夫婦等の生計の安定を図るため、現行の連帯債務者と同様、連生被保険者としての取扱いを認めることとした。

※ 同一物件に対して複数の債務者（夫婦等）が同じ金融機関でそれぞれローン契約を行い、賦払債務を償還するとともに、互いに連帯保証人となる借入方法

（コメント）団信において、住宅ローン債務に対する持分を有さない連帯保証人を被保険者とするのは、連帯保証人が死亡等した場合、住宅ローンの原債務者が債務を履行中であるにも関わらず、住宅ローン債務が消滅することとなり、団信の目的を逸脱することから認められていない。しかしながら、ペアローンにおいては、同一物件に対して各々が債務者となり、互いの連帯保証人として賦払債務を償還しており、どちらかに万が一のことがあった場合には生計の安定に影響を与えることとなる。

また、ペアローンにおける債務者と連帯保証人の関係は、現行の連帯債務者と同様、夫婦や親子等が想定されることから、既存の連生被保険者の関係を超えるものではなく、モラルリスクが増大する可能性は低いと考えられる。住宅ローンにおいてペアローン利用者が増加している背景に鑑み、個人向け住宅ローン融資に限定して現行の連帯債務者と同様、連生被保険者としての取扱いを認めることとした（事業性融資は対象外）。

(3) 法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）

《指標金利に基づいて市場価格調整（MVA）が適用される商品について》

市場価格調整（MVA）が適用される商品（以下、「MVA商品」）の解約返戻金の計算に関して、積立利率（積立金の計算に使用する利率）と、指標金利（金融情報サービス会社等から入手可能な金利指標）を用いる場合があるが（平成31年3月公表の事例集《MVAの計算に使用する利率》参照）、後者を使用する場合、金融市場混乱時には、積立利率を使用する場合に比べ、解約返戻金の削減額がより高額になる可能性があることから、解約時に一般的なMVAの説明だけでなく、解約返戻金の推移などの追加情報を提供することとした。

（コメント）MVA商品の解約返戻金の計算に用いる利率については、その水準が解約返戻金の額に大きく影響する。

指標金利を用いて解約返戻金を計算する場合、金融市場混乱に伴う金利急上昇時においては、上限が設けられていないため、積立利率よりも上昇幅が大きくなり解約返戻金の削減額がより高額となる可能性がある。

こうしたタイミングにおける解約は、解約返戻金の削減額がより高額になる可能性があることから、顧客へ解約に必要な請求書類を送付する際、過去の解約返戻金の推移(※)を記載した資料を同封し、その資料を確認したうえで解約の判断を行うよう案内するなど、顧客の適切な判断を促す情報提供を行うことが、顧客保護の観点から重要である。

※ 過去、金融市場混乱に伴う指標金利の急上昇は、短期間で解消されることが多く、解約返戻金のより大きな削減も短期間で回復する場合が多かった。

2. 生命保険商品（算出方法書）

（1）法5条第1項4号イ（保険料及び責任準備金の数理的合理性および妥当性）、 指針IV-5-1(4)（保険料）

《年金開始後の予定利率の設定について》

外貨建年金保険に係る年金開始後の届出られた予定利率について、運用実態及び金融市場における金利水準よりも著しく低い予定利率が設定されていたが、外貨建年金保険に係る申請において、適切な水準が設定される方法へ変更されていることを確認し認可を行った事例。

（コメント）指針IV-5-1(4)において、「予定利率については、保険種類、保険期間、保険料の払方、運用実績や将来の利回り予想等を基に、合理的かつ長期的な観点から適切な設定が行われているか。」と記載されている。よって予定利率の申請または届出にあたっては、適切な保険料率の設定及び顧客保護の観点から、運用実態及び金融市場における金利水準等と整合的に適切な予定利率が設定されることが重要である。

本件においては、外貨建年金保険の年金開始後の予定利率が、運用実態及び金融市場における金利水準よりも著しく低い予定利率が届出られていたが、外貨建年金保険改定の申請において、年金開始後の予定利率に係る内部管理上の設定方法が見直され、運用実態及び金融市場における金利水準と整合的に適切な水準が設定される方法へ変更されていること、及びその水準が適切であることを確認した上で認可を行った。

3. 損害保険商品（約款・事業方法書）

（1）法第5条第1項第3号イ（契約者等保護）、施行規則第11条第1号（契約者等の需要及び利便）

《社会環境の変化（自家用車活用事業の創設）に対応した商品の提供》

移動支援サービス事業者を保険契約者とし、移動支援サービス提供中に生じた事故に対する補償を行う商品を提供しているところ、令和6年3月の自家用車活用事業の創設を踏まえ、本商品の対象となる事業者を追加した。

（コメント）令和5年12月に決定された「デジタル行財政改革会議の中間とりまとめ」において、タクシー事業者が運送主体となって、地域の自家用車・ドライバーを活用し、タクシーが不足する分の運送サービスを供給すること（道路運送法第78条第3号に基づく制度の創設）が決定されたことを踏まえ、本制度に基づく有償運送サービスを提供する事業者を本商品の対象に追加した。

本商品では、ドライバーではなく移動支援サービス事業者が保険契約者になることから、移動支援サービス事業者による運行管理態勢の構築等が必要（令和2年2月公表の事例集《社会環境の変化（高齢化社会）に対応した商品の提供》参照）となる。申請社とは、対象事業者が拡大することを踏まえ、上記の必要性について、以下の観点から改めて認識を共有した。

- ・ドライバー本人が加入する自身の自動車保険と、移動支援サービス事業者にて加入する本商品とで、補償される範囲や補償の内容に差異があることや、自身の自動車保険に継続加入することの重要性、事故発生時の連絡先が異なること等を十分に説明できる態勢が必要であること。
- ・ノンフリート等級制度の公平かつ適切な運営を維持するために、本来ドライバー自身の自動車保険を使用すべき事故において、誤って本商品が使用されることとならないよう、本商品の補償対象となる移動支援サービス提供期間内の事故であるか否かを明確に区分できる態勢が必要であること。

4. 損害保険商品（算出方法書）

（1）法5条第1項第4号イ、ロ（保険料及び責任準備金の数理的合理性及び妥当性、非差別性）監督指針IV-5-1(1)、(2)

《水災料率の地域細分化》

個人向け火災保険における水災料率について、令和5年6月、損害保険料率算出機構が当庁に届出を行った参考純率では、地域ごとの水災リスクを反映させる等の目的で、「市区町村単位」による細分化を実施しているところ、申請社においては、より精緻に当該リスクを反映させるため、「丁目単位」による細分化（※）を行うこととした。

※ 水災リスクのうち、大雨によって河川が氾濫することにより浸水被害が発生する外水氾濫リスクを丁目単位で細分化する。

（コメント）参考純率では、地域の単位は市区町村別、区分数は1～5等地の5区分とされている。これを更に細分化する場合、算出手法が合理的であることはもとより、細分化に伴うシステムコストの影響などを踏まえる必要がある。

また、細分化することにより、水災リスクの高い地域と低い地域とで保険料の較差が大きくなる場合には、保険の購入可能性についても配慮する必要がある。

本件のように、地域の単位を市区町村単位よりも細かい丁目単位として水災料率に差を設けることは、より公平性が高まり、契約者の納得感を得やすいと考えられる反面、料率算出に際しては、以下の観点について留意する必要がある。

- ・リスク較差が客観的かつ網羅的なデータに基づき算出されること。
- ・システム上、市町村合併を踏まえた丁目単位の住所情報が収集可能であること。
- ・高リスク契約者の購入可能性が損なわれないこと。

保険の購入可能性について、申請社においては、過去の改定率と比較して、水災料率が大幅に上がる地域には激変緩和措置を講じることを確認した。